**愛媛県発注工事に係る特約**

愛媛県発注工事においては、特約として本書を添付のうえ、以下の措置を講ずること。

**愛媛県発注工事における愛媛県の工事請負契約書約款特約に基づき講ずる措置**

(1)　元請負人（発注者）は、本工事に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方が愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号。以下「暴力団排除条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したときは催告することなく契約を解除しなければならない。

(2)　元請負人（発注者）は、本工事に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方である下請負人等（再下請負人、資材購入先若しくはリース会社等又は再下請負人と契約する資材購入先若しくはリース会社等を含む。以下同じ。）に対しても、暴力団排除条例第18条に規定する内容を義務とする。

(3)　元請負人（発注者）は、下請負人等の契約の相手方が暴力団員等であることが判明したにもかかわらず、下請負人等が相手方との契約を速やかに解除しなかった場合は、当該下請負人等との契約を速やかに解除する。

工 事 名

工事場所

令和　　年　　月　　日付で締結した上記建設工事請負契約に関しては、元請負人（発注者）及び下請負人（受注者）は、本特約を遵守する。

令和　　年　　月　　日

元請負人（発注者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

下請負人（受注者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞